朝鮮半島の前方後円墳と「磐井の乱」

佃　収

はじめに

韓国の考古学者朴天秀氏は『加耶と倭』（講談社選書メチエ、２００７年10月）の中で朝鮮半島の「前方後円墳」について述べ、「倭」との関係を論じている。特に「朝鮮半島の前方後円墳」については地形や水系を基にして考察しており、韓国の考古学者でなければ書けない内容になっている。「日本の古代史」を解明するのに朝鮮半島との関係を重視する研究者にとっては貴重な書である。

この著書によって、私の「倭の五王＝筑紫君」説は考古学からも立証されたといえる。朴天秀氏は朝鮮半島の前方後円墳の被葬者は「九州北部から有明海沿岸にかけた地域出身の倭人である」と述べている。筑紫君の領域である。そこは倭国の本拠地でもある。朝鮮半島の前方後円墳は５３１年の「磐井の乱」で敗れた筑紫君（倭国）の将軍が朝鮮半島へ逃げて築いたのではないだろうか。

1　「任那日本府」と筑紫君

(1)　朝鮮半島の前方後円墳と「倭の五王（筑紫君）」

朴天秀氏は『加耶と倭』の中で朝鮮半島の前方後円墳について次のように述べている。

栄山江流域における前方後円墳の被葬者は周辺の在地首長系列とは無関係に突如出現するというその過程と、墳形、埴輪祭祀、石室類型、副葬品など倭人固有の墓制から、在地首長ではなく日本列島から渡来した倭人である。

この地域の前方後円墳の被葬者は北部九州に分布する石室類型と海南郡造山古墳から出土したゴホウラ製の繁根木型貝釧の分布、さらにこの地域に集中する栄山江流域産土器と百済文物から、周防灘沿岸・佐賀平野・遠賀川流域・室見川流域・菊池川下流域など九州北部から有明海沿岸にかけた地域出身の倭人である。

朴天秀氏『加耶と倭』（講談社選書メチエ）

「栄山江流域」は朝鮮半島の西南部である。前方後円墳がもっとも密集している地域である。図1

朴天秀氏は朝鮮半島の前方後円墳の被葬者は「九州北部から有明海沿岸にかけた地域出身の倭人である」と述べている。これらの地域は「筑紫君」の領域である。５３１年の「磐井の乱」のとき天皇は物部麁鹿火に対して、筑紫君を伐つことができたら「長門より以東（山口県より東）」は朕（天皇）が領有する。「筑紫より以西（九州）」は物部麁鹿火が支配せよと述べている。

長門より以東は朕之を制す。筑紫より以西は汝之を制せよ。

『日本書紀』

筑紫君は九州だけではなく、「長門より以東」も領有していることがわかる。筑紫君は日本列島のほぼ全域を支配している「倭の五王」である（本誌52号、古代史の復元⑤『倭の五王と磐井の乱』）。

「倭の五王（筑紫君）」の本拠地は筑後の八女市と八女郡広川町付近である。有明海沿岸は「倭の五王（筑紫君）」の直轄地ともいえる地域である。「朝鮮半島の前方後円墳の被葬者は九州北部から有明海沿岸にかけた地域」とあるが、まさに「倭の五王（筑紫君）」が支配している領域である。朝鮮半島の前方後円墳の被葬者は「倭の五王（筑紫君）」の臣下（将軍）ではないだろうか。

(2)　朝鮮半島の前方後円墳と「任那日本府」

朴天秀氏は朝鮮半島の前方後円墳と日本列島との関係を詳細に述べた後に、「任那日本府との関わりは想定できな

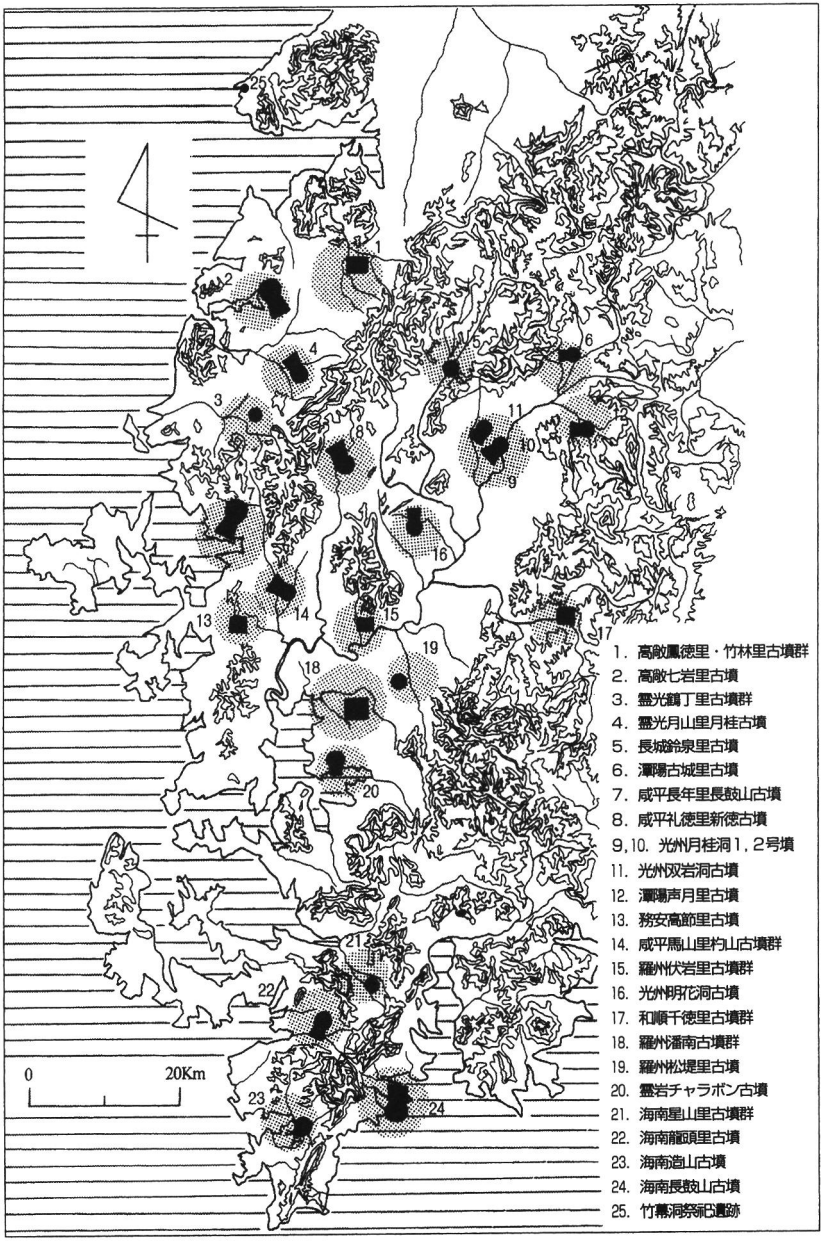

図1　栄山江流域前方後円墳と古墳の分布（筆者作成）

（朴天秀『加耶と倭』より）

い」と結論している。

栄山江流域の前方後円墳は6世紀前半という限られた時期に一世代によって造営されていたことと、古墳群を形成していないことから、4世紀後半以降、韓半島の南部を支配したという『日本書紀』のいわゆる任那日本府との関わりは想定できない。なぜなら任那日本府が成立し展開したという、4世紀後半から5世紀代には栄山江流域に前方後円墳が存在せず、それが撤退したと考えられている時期（512年―532年）に突如出現するためである。加えて、この地域の前方後円墳は一世代という限られた期間に分散配置されるのであり、任那日本府という政治的な中心地の存在を示す古墳群を形成していない。朴天秀氏『加耶と倭』

「栄山江流域の前方後円墳は6世紀前半という限られた時期に一世代によって造営される」という。しかも「栄山江流域の前方後円墳は、それ（任那日本府）が撤退したと考えられている時期（512年―532年）に突如出現する」とある。531年の「磐井の乱」による「倭国（筑紫君）」の敗北と関係があるのではないだろうか。

朴天秀氏は「4世紀後半以降、韓半島の南部を支配したという『日本書紀』のいわゆる任那日本府との関わり」において、「4世紀後半から5世紀代には栄山江流域に前方後円墳が存在せず、それが撤退したと考えられている時期（512年―532年）に突如出現するため」に、「任那日本府」は存在しなかったと言う。『加耶と倭』の第三章は「『任那日本府』はなかった」になっている。

しかしその前提には二つの問題点がある。一つは「任那日本府」が設置されるのは安羅であり、栄山江流域ではないこと。二つ目は「任那日本府」が設置されるのは5世紀であり、「4世紀後半」ではないことである。

(3)「任那日本府」と「倭の五王（筑紫君）」

「任那日本府」については「古代史の復元⑤『倭の五王と磐井の乱』」に詳述しているので、ここでは概略を述べる。『日本書紀』に「任那日本府」が初めて出てくるのは「（欽明）二年（541年）四月」条である。

（欽明）二年（541年）四月、安羅の次旱岐夷呑奚・大不孫・久取柔利、加羅の上首位古殿奚、卒麻の旱岐、散半奚の旱岐の児、多羅の下旱岐夷他、斯二岐の旱岐の児、子他の旱岐等と、任那日本府の吉備臣と、百済に往赴きて、倶（とも）に詔書を聴く。百済の聖明王、任那の旱岐等に謂いて言く、「日本の天皇の詔する所は、全てを以って任那を復建せよとなり。今、何の策を用いて任那を起こし建てむ」という。

『日本書紀』

５４１年４月に「任那日本府の吉備臣」と出てくる。「任那日本府」は安羅にあるのであろう。「同年七月」条に次の記事がある。

（欽明）二年（５４１年）七月、百済は安羅日本府と新羅と計を通ずると聞いて、前部奈率鼻利莫古・奈率宣文・中部奈率木刕昧淳・紀臣奈率彌麻沙等を遣わし、安羅に使いして新羅に到る任那の執事を召し、任那を建てることを謨（はか）る。　『日本書紀』

「安羅日本府」とある。「任那」の中に安羅があるから「安羅日本府」は「安羅にある任那日本府」であろう。「任那日本府」は安羅に設置されている。

「安羅」について朴天秀氏は次のように書いている。

安羅加耶は『三国史記』地理誌咸安郡条に阿尸良国（アシランゴク）あるいは阿那加耶、『三国遺事』五加耶条には今の咸安（ハマン）にあったと記録されている。『三国志』魏書東夷伝韓条の阿邪（あや）国である。

（中略）

阿羅加耶の中心地である咸安地域は洛東江と南江が合流する地点の南側に位置する南高北低地形の盆地である。そうした立地から、この地域は南江、洛東江と南海岸を通じて、加耶全域につながる交通の要衝であった。　『加耶と倭』

「任那日本府」が設置された安羅は「加耶全域につながる交通の要衝」であるという。任那全域を統治し、監視するために「任那日本府」は交通の要衝である安羅に設置されたのであろう。

栄山江流域は朝鮮半島の西南部にある。「任那日本府」が設置された安羅（咸安）とは遠く離れている。栄山江流域の前方後円墳と「任那日本府」とは関係がないといえる。

朴天秀氏は「栄山江流域に前方後円墳が存在」しないから「任那日本府は存在しなかった」としている。しかし「栄山江流域の前方後円墳」は「安羅の任那日本府」から遠く離れているから「任那日本府は存在しなかった」という理由にはならない。これが朴天秀氏の誤りの一つ目である。

二つ目の問題は「任那日本府」のはじまりである。朴天秀氏は任那日本府のはじまりを「４世紀後半」としている。これは正しいのであろうか。「任那日本府」のはじまりについて調べてみよう。

「５４１年」の「任那日本府」の記述から80年前の「４６４年」に「日本府」が出てくる。

（雄略）八年（４６４年）、新羅王、人を任那王のもとに使わし曰く、「高麗王、我が国を征伐す。（中略）伏して救いを日本府の行軍元帥等に請う」という。

『日本書紀』

「新羅王」は「任那王」に対して「救いを日本府の行軍元帥等に請う」と述べている。「日本府」は任那にあることがわかる。「任那日本府」であろう。「４６４年」に「任那日本府」は存在している。

しかしこれ以上は遡れない。「任那日本府」は文献に出てこない。そこで「任那日本府」の王権について調べてみよう。「任那日本府」が最初に出てくる「４６４年」はどのような時代であろうか。

４６４年は「倭王興」の時代である。倭王興の在位は「４６２年―４７７年」である（本誌52号、古代史の復元⑤『倭の五王と磐井の乱』）。

４６２年に宋王朝は倭王興を安東将軍に任命する。

（孝武帝、大明六年）三月、壬寅、以倭国王世子興為安東将軍。　『宋書』孝武帝紀

（訳）大明六年（４６２年）三月、倭国王世子興を以て安東将軍と為す。

４６２年に安東将軍になった倭王興は４６４年に身狭村主青・檜隈民使博徳を呉国（宋王朝）に使わす。２年後の４６６年に身狭村主青等は「筑後」に還ってくる。

■（雄略）八年（４６４年）、身狭村主青・檜隈民使博徳を呉国に使わす。

■（雄略）十年（４６６年）、身狭村主青等、呉の献じた二つの鵝（がちょう）をもって筑紫に到る。是の鵝は水間君の犬に噛まれて死ぬ。　『日本書紀』

身狭村主青等は筑紫に帰って来て「筑後の三潴（水間）」に上陸している。水間君の犬に鵝を噛まれたという。

三潴の東に八女市がある。「倭の五王」の本拠地である。呉（宋）から帰国するとき有明海に入り、筑後川の三潴に上陸している。「倭の五王」の本拠地へ行くためである。そこは「筑紫君」の本拠地でもある。この記事から「倭王興＝筑紫君」であることがわかる（52号、古代史の復元⑤『倭の五王と磐井の乱』）。倭王興は「倭国の王」である。

「倭国（筑紫君）」は日本列島のほぼ全域を支配している。同じ４６４年に新羅王は任那王に対して、「伏して救いを日本府の行軍元帥等に請う」と述べている。「任那日本府」は「倭の五王＝筑紫君」が設置した「府」である。「任那日本府（倭国）」は新羅や任那よりも上位にあることがわかる。それは『宋書』からもいえる。倭王興の前は倭王済である。倭王済の在位は「４４３年―４６１年」である。倭王済は４５１年に宋王朝から「使持節都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六国諸軍事安東将軍」の称号を授与される。

（元嘉）二十八年、加使持節都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六国諸軍事安東将軍如故并除所上二十三人軍郡。済死、世子興遣使貢献。『宋書』倭国伝

（訳）（元嘉）二十八年（451年）、（倭王済に）使持節都督、倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六国諸軍事を加え、安東将軍は故の如く、并びに上（たてまつ）る所の二十三人を軍郡に除す。済死す。世子の興が使いを遣わし貢献す。

451年に「新羅」「任那」等の6国は安東将軍倭王済の支配下にある。それを宋王朝が認めている。

「済死す。世子の興が使いを遣わし貢献す」とある。倭王済が死去して倭王興が即位し、宋へ朝貢している。『日本書紀』の「464年、身狭村主青・檜隈民使博徳を呉国に使わす」という記事のことであろう。新羅や任那は451年から「倭国（筑紫君）」の支配下にある。

「464年」に新羅王は任那王に対して「日本府の行軍元帥等に助けてほしいと頼んでくれ」と言っている。「新羅王」も「任那王」も「451年」以来、「六国諸軍事安東将軍倭国王」の支配下にあるからである。

「464年」の倭王興の時代には「任那日本府」はすでに存在している。倭王済、あるいは倭王興が設置したのであろう。「府」を置くことを「開府」という。「開府」は中国王朝が認めたものでないとできない。朝鮮半島に「任那日本府」が設置されているということは中国王朝が倭王に「開府」を認めているからであろう。中国王朝が、倭王は朝鮮半島を軍事的に支配しているということを認めたのは「451年」である。したがって「任那日本府」が設置されるのは「451年」以降であろう。

(4)「4世紀後半」の朝鮮半島と貴国

朴天秀氏は「4世紀後半以降、韓半島の南部を支配したという『日本書紀』のいわゆる任那日本府」と書いている。「4世紀後半以降」に「任那日本府」は存在していると考えている。

しかし「4世紀後半」は貴国の時代である。「貴国」については「本誌49号」に詳述している。貴国は364年に神功皇后が熊襲征伐をして北部九州に樹立した国である。貴国は大国であり、百済よりも強国である。

（応神）三年（392年）、是歳、百済の辰斯王立ちて貴国の天皇に礼を失す。故、紀角宿禰・羽田矢代宿禰・石川宿禰・木菟宿禰を遣わし、其の礼なき状を嘖譲（せ）める。是により百済国は辰斯王を殺して謝す。紀角宿禰等は阿花王を立てて王と為し帰る。

『日本書紀』

392年に百済の辰斯王は貴国の天皇に礼を失した。貴

国の天皇は「紀角宿禰・羽田矢代宿禰・石川宿禰・木菟宿禰を遣わし、其の礼なき状を責譲（せ）める」。すると百済国は「辰斯王を殺して謝す」とある。百済国は国王を殺して貴国に謝っている。

３９７年に阿花王もまた貴国に礼を失する。

（応神）八年（３９７年）、『百済記』に云う、阿花王立ちて貴国に禮なし。故、我が枕彌多禮、及び峴南・支侵・谷那・東韓の地を奪われぬ。是を以て王子直支を天朝に遣わし、先王の好（よしみ）を脩むなり。

『日本書紀』

貴国は百済の土地を奪ったという。そこで百済王は王子を人質に出したとある。百済よりも貴国の方が大国である。３９７年まで百済は貴国を大国として交流している。３９７年まで日本列島を代表する王権は「貴国」である。倭国はまだ成立していない。倭国が成立するのは「３９８年―５世紀初頭」の間である。

４世紀末まで「倭国（筑紫君）」は存在しない。したがって「倭国」が設置した「任那日本府」は４世紀末まで存在しない。「任那日本府」が設置されるのは「４５１年」以降であろう。

朴天秀氏は「任那日本府は存在しなかった」という。しかしそれには二つの前提がある。その前提は二つとも誤りである。したがって「任那日本府は存在しなかった」というのは誤りである。

2　栄山江流域の前方後円墳

(1)　蘆嶺山脈以北の前方後円墳

朴天秀氏は「栄山江流域の前方後円墳」について個々に分析している。その中で特に注目すべき点は「朝鮮半島の前方後円墳」の出現についてであろう。

蘆嶺山脈以北

最北端である高敞郡七岩里の前方後円墳の出現過程から見てゆこう。（中略）高敞郡七岩里古墳は在地勢力の中心地である雅山地域からは離れて法聖浦周辺の九岩川水系に突如として現れる。（中略）

霊光郡月桂古墳は七岩里古墳からは直線距離４キロメートルほど離れたところに位置している。在地の古墳が集中する臥灘川水系の本流や仏甲川水系と離れて臥灘川水系の北側の大山川に面して独立して位置する点が注目される。その南方の仏甲川水系には百済系横穴式石室を内部主体とする霊光郡鶴丁里古墳群がある。

『加耶と倭』

栄山江流域の最北端に位置する前方後円墳である高敞郡七岩里古墳と霊光郡月桂古墳は在地の勢力からは離れたところに突如として築かれるという。

(2) 咸平一帯

咸平一帯

咸平郡新徳前方後円墳は大規模に造営された万家村古墳群と近接しているが、万家古墳群の築造時期は3世紀から4世紀と考えられ、5世紀代にはすでに古墳が造営されていないことから、両者の系譜はつながらないものと判断される。新徳古墳は5世紀代の首長系譜が確認されない地域に突如として現れる。

隣接した柳川里に大型の方墳である米出古墳と壺形埴輪が出土した津良里の中良古墳が存在する。ところが両者は埋葬主体部が横穴式石室と推定されることから長鼓山古墳の造営を契機に形成された可能性が高い。

咸平郡馬山里の杓山前方後円墳は13基からなる古墳群に属するが、採集された土器からほとんどの古墳が前方後円墳の出現を契機に造営されたと考えられる。

『加耶と倭』

咸平郡の新徳前方後円墳も「5世紀代の首長系譜が確認されない地域に突如として現れる」という。

(3) 栄山江流域

栄山江流域

栄山江水系の上流域に位置する光州市の明花洞古墳・月桂洞古墳・長城郡鈴泉里古墳、潭陽郡声月里古墳も、従来、古墳が造営されなかった地域に突如として出現する。

栄山江水系の下流域における霊岩郡チャラボン古墳は栄山江流域の中心地である古南海湾に河口を形成する三浦江（サンポガン）水系の潘南地域を離れて南方の古都浦湾沿岸に突如として現れる。

チャラボン古墳の西北側の古南海湾沿岸には4世紀から5世紀にかけて累代的に形成された霊岩郡の沃野里古墳群と新燕里古墳群が位置する。また5世紀代から6世紀にかけて累代的に形成された内洞川水系の万樹里古墳群や内洞里古墳群、七山古墳群とも距離を置く。

『加耶と倭』

栄山江水系の上流域にある前方後円墳「光州市の明花洞古墳・月桂洞古墳・長城郡鈴泉里古墳、潭陽郡声月里古墳」も、「従来、古墳が造営されなかった地域に突如として出現する」という。

(4) 海南半島

海南半島
東北方には在地首長墓と推定される玉泉面星山古墳群が存在するが、他の地域には倭系の古墳が分布する。
西北方の龍頭里古墳は三山川河口の右岸の甕棺を埋葬主体とする院津里籠岩古墳群（甕棺）と左岸の鳳壑里新琴古墳（甕棺）が密集する海倉湾から離れ、内陸に湾入した地点に突如として現れる。（中略）
西南方の造山古墳は（中略）それまで古墳が造営されなかった九山川流域に突如として出現する。（中略）
従来、前方後円墳の出現以前に形成されたと考えられてきたキョチルマ土城と城馬山城は出土遺物と構造から前者は長鼓山古墳と同じ時期の豪族居館として、後者は統一新羅時代の山城と考えられる。特にキョチルマ土城は採集土器が6世紀前半の時期に限定されており、立地から長鼓山古墳被葬者の居舘と推定される。
（中略）
長鼓山古墳は従来古墳が造営されなかった北日面一帯に突如として出現し、それを契機として古墳群が形成されたことになる。すなわち北日面一帯は長鼓山古墳を中心に倭系の墓制である龍日里葺石円墳、新月里葺石方墳、外島石棺墓が有機的に接合した古墳群を形成している。

このように栄山江流域における前方後円墳は在地的な古墳系列をもたず、5世紀第4四半期から6世紀第2四半期の時期に突如として現れることからこれらの古墳を在地首長墓と想定することはできない。
『加耶と倭』

「栄山江流域における前方後円墳は在地的な古墳系列をもたず、5世紀第4四半期から6世紀第2四半期の時期に突如として現れる」とある。これらをまとめると次のようになる。

○朝鮮半島の前方後円墳の出現
■「栄山江流域の前方後円墳」はそれまで古墳が造られていなかった地域、すなわち「空き地」に「突如として」造られる。
■「5世紀第4四半期から6世紀第2四半期の時期」という限られた時期に造られる。

何故、「栄山江流域の前方後円墳」は「5世紀第4四半期から6世紀第2四半期」という限られた時期に、しかも「空き地」に「突如として」築かれるのであろうか。

(5) 朝鮮半島の前方後円墳の被葬者と百済王権

朴天秀氏は朝鮮半島の前方後円墳の被葬者について次の

ように考えている。まず前方後円墳の被葬者は百済王家に臣従するものであるという。

百済王家に臣従

咸平郡新徳古墳出土の金箔ガラス、棗玉、雁木玉などで構成された頸飾は武寧王陵で、銀被鉄釘と鐶座金具が使用された装飾木棺、二山式冠は百済地域の首長墓で使われたものである。また新徳古墳の三連式轡と組み合う半球形花弁装飾雲珠などの馬具も百済で製作されたものと考えられる。これらは百済中央との関係なしには入手することができないものであり、装飾木棺を含めたこれらの文物は、百済王室からの下賜品と判断される。（中略）

光州市月桂洞古墳でも新徳古墳と同じく百済産の銀被鉄釘と鐶座金具を使用した装飾木棺が確認された。（中略）

銀被鉄釘を使った装飾木棺は益山（イクサン）市笠店里などの百済の地方首長墓で採用されたものである。新徳古墳と月桂洞古墳の装飾木棺は百済王権と前方後円墳被葬者の直接的な上下関係を示す有力な手掛かりとなる。

『加耶と倭』

栄山江流域の前方後円墳には百済製品があり、「銀被鉄釘と鐶座金具が使用された装飾木棺」は「百済王室からの下賜品である」と判断される。したがって前方後円墳の被葬者は百済王家に臣従しているという。

また被葬者は「戦士集団である可能性がきわめて高い」という。

栄山江流域の倭系百済勢力は新徳古墳に見られる複数の大刀と甲冑、海南郡の長鼓山古墳に隣接した陪塚的な性格の外島である箱式石棺墓の三角板革綴短甲、長城郡鈴泉里古墳に隣接した晩舞里古墳における横矧板鋲留短甲の存在から戦士集団である可能性がきわめて高い。

この地域での前方後円墳の造営時期が熊津期であることから、その被葬者は４７０年前後に百済に渡った九州の首長であり、その人物が帰国せず、新徳古墳の被葬者のように百済王権に仕えて全南地域の一帯に配置され、栄山江流域に埋葬されたものと推定される。

『加耶と倭』

朝鮮半島の前方後円墳の被葬者は「百済に渡った九州の首長であり、百済王権に仕えて全南地域の一帯に配置された」たという。

そして次のように結論している。

その被葬者は、百済の熊津期の後半に限られた築造時

期や、分散的な配置と百済の威信財の副葬から、独立に割拠した勢力ではなく、土着勢力の牽制と対倭外交、対大加耶攻略のために、百済王権によって一時的に派遣された倭系百済官人である。　『加耶と倭』

朝鮮半島の前方後円墳の被葬者は「土着勢力の牽制と対倭外交、対大加耶攻略のために、百済王権によって派遣された倭系百済官人」であるという。

3 「倭の五王（筑紫君）」と百済

(1) 「倭の五王」と百済の関係

朴天秀氏は、朝鮮半島の前方後円墳の被葬者は「百済王家に臣従する」ものであり、「百済王権によって派遣された倭系百済官人」であるという。果たしてそうであろうか。倭国と百済の関係を見てみよう。

４５１年に倭王済は「使持節都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六国諸軍事安東将軍」に任命される。倭王済は朝鮮半島の「新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓」を軍事的に支配している。それを宋王朝も認めている。

倭王武（４７８年―５２５年）は百済を加えて「七国諸軍事安東大将軍倭国王」を自称する。

世祖大明六年、詔曰、倭王世子興奕世戴忠作藩外海稟化寧境恭修貢職新嗣辺業。宜授爵号可安東将軍倭国王。興死、弟武立。自称使持節都督倭・百済・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓七国諸軍事安東大将軍倭国王。

『宋書』倭国伝

（訳）世祖の大明六年（４６２年）、詔して曰く、「倭王の世子興は奕世戴（すなわ）ち忠、藩を外海に作（な）し、化を稟（う）け、境を寧（やす）んじ恭しく貢職を修め、新たに辺業を嗣ぐ。宜しく爵号を授（う）け、安東将軍倭国王たるべし」と。興死し、弟の武立つ。自ら使持節都督倭・百済・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓七国諸軍事安東大将軍倭国王を称す。

倭王武が百済を加えて「七国諸軍事安東大将軍倭国王」を自称するのには理由がある。百済は４７５年に高句麗に伐たれて一時滅びる。倭王興は百済再興のために百済に熊津の地を与える。

■　（雄略）二十年（４７６年）冬、高麗王は大いに軍兵を発して伐ちて百済を盡（ほろぼ）す。（中略）

『百済記』に云う、蓋鹵王の乙卯年（４７５年）冬、狛の大軍、来たりて大城を攻めること七日七夜。王城降り墜ちて遂に尉禮を失う。国王及び大后・王子等、皆敵の手に没すという。

■（雄略）二十一年（４７７年）三月、天皇、百済が高麗の為に破れると聞いて久麻那利を以て汶洲王に賜いて其の国を救い興す。　『日本書紀』

百済は高句麗（狛、高麗）に攻められて「王城は陥落し、国王及び大后・王子等、皆敵の手に没す」とある。百済は滅びている。

４７７年に倭王興は百済に「久麻那利（くまなり）」の地を「賜いて其の国を救い興す」とある。「久麻那利」は「熊津」である。倭王興は百済再興のために「熊津」の地を与えている。

倭王興はこの直後に死去する。代わって即位するのが倭王武である。倭王武は即位の直前に百済が滅び、その再興のために兄の倭王興が百済に「熊津」の地を賜ったことを知っている。そのため倭王武は４７８年に即位すると百済も含めて「七国諸軍事安東大将軍倭国王」を自称している。

倭王武の上表文によると倭国は朝鮮半島の「九十五国」を平定している。

■　順帝昇明二年、遣使上表曰、封国偏遠作藩于外。自昔祖禰躬甲冑跋渉山川不遑寧処、東征毛人五十五国、西服衆夷六十六国、渡平海北九十五国。

（訳）順帝の昇明二年（４７８年）、（倭王武）使いを遣わし上表して曰く、「封国は偏遠であり、藩を外になしている。昔より祖禰躬（みずか）ら甲冑をつらぬき、山川を跋渉し、寧処（安心して生活する）に遑（いとま＝ゆとり）あらず。東は毛人を征すること五十五国、西は衆夷を服すること六十六国、渡りて海北を平らげること九十五国。　『宋書』倭国伝

４７８年に倭王武は即位し、初めて朝貢する。そのときの上表文である。上表文には「渡りて海北を平らげること九十五国」とある。「九十五国」の中に「熊津」も入っているのであろう。「熊津」は倭王興が百済に与えた土地である。今は百済の王都である。倭王武は「百済の王都（熊津）」を含めた朝鮮半島の「九十五国」を支配している。そのため百済も含めて「七国諸軍事安東大将軍倭国王」を自称しているのであろう。百済は倭国の支配下にあるといえる。

(2)　倭王武と百済援助

倭王武の在位は「４７８年―５２５年」である。倭王武は兄の倭王興の意志を継ぎ、百済を援助する。５１２年に倭王武は穂積臣押山を遣わし、百済に馬四十匹を賜う。

（継体）六年（５１２年）四月、穂積臣押山を遣わし、百済に使いせしむ。仍りて筑紫国の馬四十匹を賜う。　『日本書紀』

「筑紫国の馬四十匹を賜う」とある。筑紫国を支配しているのは「筑紫君（倭の五王）」である。従来は、「継体紀」であるから百済に「筑紫国の馬四十匹を賜う」のは継体天皇であると解釈している。誤りである。「倭の五王（筑紫君）」の領域は「筑紫（九州）」から「長門より以東（山口県より東）」の地までである。継体天皇は筑紫を支配していない。継体天皇が百済に「筑紫国の馬四十匹を賜う」ことはできない。

穂積臣押山はこのとき哆唎国の国守に任命されたのであろう。同じ年（５１２年）の12月条に次の記事がある。

（継体）六年（５１２年）十二月、百済、使いを遣わし調を貢ぐ。別に表をたてまつり任那国の上哆唎・下哆唎・娑陀・牟婁の四縣を請う。哆唎国守穂積臣押山奏して曰く、「此の四縣は近く百済に連なり、遠く日本を隔たる。（中略）」という。（中略）賜物併せて制旨を付けて表に依りて任那の四縣を賜う。

『日本書紀』

「哆唎国守穂積臣押山は奏して曰く」とある。穂積臣押山は「哆唎国守」になっている。

倭王武は哆唎国守穂積臣押山の上奏により、百済に「任那国の上哆唎・下哆唎・娑陀・牟婁の四縣」を賜う。

５１２年に倭王武は百済に「任那四縣」を賜い、百済を援助している。

(3) 己汶の地の争い

翌５１３年６月に哆唎国守穂積臣押山は百済の使者を連れて帰国する。

（継体）七年（５１３年）六月、百済、姐彌文貴将軍・州利即爾将軍を遣わして、穂積臣押山（『百済本記』に云う、委（倭）の意斯移麻岐彌（おしやまきみ）という）に副えて五経博士段楊爾を貢ぐ。別に奏して云う、「伴跛国は臣の国の己汶の地を略奪する。伏して願う。天の恩ある判（判断）により、本の属に還したまえ。」という。

『日本書紀』

百済は己汶の地を伴跛国に奪われたと訴えている。百済は自力では己汶の地を取り戻すことができないのであろう。百済は伴跛国よりも弱体の国である。百済は４７５年に滅亡して未だ国力が十分に回復していないのであろう。伴跛国と戦うだけの力がない。

倭王武は百済の申し出に応える。同年（５１３年）11月に倭王武は百済国や伴跛国等の代表を筑紫に集める。

（継体）七年（５１３年）十一月、朝庭に、百済の姐彌文貴将軍、斯羅の汶徳至、安羅の辛已奚及び貴巴委

佐、伴跛の既殿奚及び竹汶至等を引き列（つら）ねて、恩勅を奉り宣す。己汶・滯沙を百済に賜う。

『日本書紀』

５１３年11月に倭王武は筑後の朝庭に百済・新羅（斯羅）・安羅・伴跛の使い等を列席させて、「百済に己汶・滯沙を賜う」と宣勅する。倭王武はここでも百済を援助している。

伴跛国は直ちに倭王武に珍宝を献じて己汶の地を伴跛にくれるように訴える。

是月、伴跛国は戔支を遣わし、珍宝を献じて、己汶の地を乞う。而るに終（つい）に賜らず。

『日本書紀』

しかし倭王武は伴跛国の要求を認めない。伴跛国はついに反逆する。

（継体）八年（５１４年）三月、伴跛は城を子呑・帯沙に築き、満奚に連ね、烽候（のろしをあげる所）・邸閣を置き、日本に備える。

『日本書紀』

伴跛国は日本（倭国）と対戦することを決意して、「城を子呑・帯沙に築き、日本に備える」とある。

「帯沙」は伴跛国の領土であろう。伴跛国は帯沙に城を築いている。しかし倭王武はその地も百済に賜うと宣勅している。伴跛国が怒るのは当然であろう。

(4)「哆唎国守穂積臣押山」と百済の問題

哆唎国守穂積臣押山は「倭国の国守」である。しかし朴天秀氏は「倭系百済官人」であるとしている。

５１２年『日本書紀』継体六年のいわゆる任那四県の記事に見られる下哆唎国守の穂積臣押山の存在と役割は注目される。穂積臣押山は倭系の百済官僚として、任那四県の一つである下哆唎国守という百済の地方官に任じられ、その立場に立って本来、大加耶の領土であった任那四県の問題に対して、百済側の立場を代弁し、倭に援軍を要請している。これは栄山江流域の前方後円墳の被葬者が、百済の地方官として対大加耶攻略、対倭交渉に従事していたことを物語っている。

『加耶と倭』

朴天秀氏は、栄山江流域の前方後円墳の被葬者は下哆唎国守の穂積臣押山のように「倭系の百済官僚」であり、「百済の地方官として対大加耶攻略、対倭交渉に従事」したとしている。

それは誤りである。『日本書紀』には、「（継体）六年

（５１２年）四月、穂積臣押山を遣わし、百済に使いせしむ」とある。倭国が穂積臣押山を百済に派遣している。「穂積臣押山」は倭国の官僚である。

百済には「6世紀前半」の時期に倭人を栄山江流域に派遣して「対大加耶攻略」にあたらせるような力はない。百済は「５１３年」に己汶の地を伴跛国に奪われるが、自力では己汶の地を取り戻すことができない。伴跛国よりも弱体の国である。朴天秀氏にはその認識がない。したがってこのような間違った結論に達しているのであろう。

(5) 帯沙の地の争い

「(継体) 二十三年」条に百済と加羅の帯沙をめぐる争いがある。「帯沙」は「多沙」となっている。

（継体）二十三年三月、百済王、下哆唎国守穂積押山臣に謂いて曰く、「請う、加羅の多沙津を以て臣の朝貢する津路と為さむ。」という。是を以て、押山臣は奏上する。是の月、物部伊勢連父根・吉士老等を遣わし、津を以て百済王に賜う。

是に加羅王は勅使に謂いて曰く、「此の津は官家（みやけ）を置いて以来、臣の朝貢の津渉（つわたり）と為す。安（いづくに）ぞ輒（たやす）く改めて隣の国に賜うことを得む。（中略）」という。（中略）

加羅は儻（ともがら）を新羅に結び、怨みを日本に生（な）す。

『日本書紀』

「(継体) 二十二年（５３１年）」は「磐井の乱」である（古代史の復元⑤『倭の五王と磐井の乱』）。したがって「(継体) 二十三年」は「５３２年」になる。

ところが百済王は下哆唎国守穂積押山臣に「多沙津」を要求している。下哆唎国守穂積押山臣は筑紫君（倭国）が派遣した国守である。筑紫君は「５３１年」の「磐井の乱」で物部麁鹿火に伐たれている。「５３２年」に百済が「筑紫君（倭国）」に多沙津を要求するはずがない。この記事は「５３１年」の「磐井の乱」よりも前の話である。

「多沙（帯沙）」については「５１３年11月」に倭王武は「己汶・滞沙を百済に賜う」と勅宣している。

（継体）七年（５１３年）十一月、朝庭に、百済の姐彌文貴将軍、斯羅の汶徳至、安羅の辛已奚及び賁巴委佐、伴跛の既殿奚及び竹汶至等を引き列（つら）ねて、恩勅を奉り宣す。己汶・滞沙を百済に賜う。

『日本書紀』

しかし「５１４年3月」に伴跛国は城を帯沙に築いている。

（継体）八年（５１４年）三月、伴跛は城を子呑・帯沙に築き、満奚に連ね、烽候（のろしをあげる所）・

邸閣を置き、日本に備える。　『日本書紀』

帯沙は百済の地になっていない。そこで再度、百済王は帯沙の地を要求しているのであろう。

『日本書紀』は「531年」の「磐井の乱」を「(継体)二十二年(528年)」にしている。したがって「(継体)二十三年」は「529年」であろう。「磐井の乱」よりも前である。百済は「529年」に倭国に「多沙津」を要求しているのであろう。「帯沙」はこの時期まで百済の地になっていないことがわかる。

ところでここには伴跛国は出てこない。「加羅の多沙津を以て臣の朝貢する津路と為さむ」とある。「加羅の多沙津」となっている。「加羅」とは高霊の「大加耶」であろう。「6世紀前半」の大加耶は任那全域を支配している。加羅(大加耶)は「伴跛国の多沙津」を利用して倭国(筑紫君)と交流をしているのであろう。加羅王は「此の津は官家(みやけ)を置いて以来、臣の朝貢の津渉(つわたり)と為す」と述べている。

(6) 百済と大加耶

朴天秀氏は「百済と大加耶」の関係を次のように述べている。

512年、『日本書紀』継体六年のいわゆる任那四県割譲と継体七年の己汶・帯沙事件が発生する。己汶は錦江上流域と蟾津江中・上流域、帯沙は蟾津江河口の港である河東地域、いわゆる任那四県の位置も蟾津江河口の左岸の順天、光陽、麗水地域であることが、最近これらの地域の考古学調査によって判明した。また『日本書紀』には倭の領土を百済に割譲したと書かれているが、発掘調査によって本来その地域が倭の領土ではなく、大加耶の領土を百済が占領したものであることが明らかになった。　『加耶と倭』

「己汶」は錦江上流域と蟾津江中・上流域であり、「帯沙」は蟾津江河口の港である河東地域であるという。「任那四県」は蟾津江河口の左岸の順天、光陽、麗水地域であるという。それらは考古学調査により判明したという。

「帯沙は蟾津江河口の港である河東地域」であるから「加羅(大加耶)」が倭国へ行く津路にしているのであろう。考古学調査と『日本書紀』の記述は合致している。

ところが朴天秀氏は「任那四縣」について「倭の領土を百済に割譲したと書かれているが、発掘調査によって本来その地域が倭の領土ではなく、大加耶の領土を百済が占領したものであることが明らかになった」と書いている。

しかし『宋書』には倭国が朝鮮半島の「九十五国」を平定していると書いているし、『日本書紀』には「任那国の上哆唎・下哆唎・娑陀・牟婁の四縣を賜う」とある。その

「上哆唎・下哆唎」には「哆唎国守穂積臣押山」を「国守」として派遣している。「任那四縣」は倭国が統治している「倭国の領土」であるといえる。

また朴天秀氏は「大加耶の領土を百済が占領したものである」と書いている。しかしすでに見てきたように百済にはその力はない。百済は伴跛国に己汶の地を奪われてもそれを取り返すことができない国である。任那全域を支配している大加耶から土地を占領するようなことはできない。これが「6世紀前半」の百済の実態である。

(7) 百済と前方後円墳の被葬者

朴天秀氏は栄山江流域の前方後円墳の被葬者を「百済王権によって派遣された倭系百済官人である」と述べている。

> 被葬者は、百済の熊津期の後半に限られた築造時期や、分散的な配置と百済の威信財の副葬から、独立に割拠した勢力ではなく、土着勢力の牽制と対倭外交、対大加耶攻略のために、百済王権によって一時的に派遣された倭系百済官人である。　『加耶と倭』

派遣の目的は「土着勢力の牽制と対倭外交、対大加耶攻略のため」とある。派遣した時期は「百済の熊津期の後半に限られた築造時期」であるという。「6世紀前半」である。ところが「6世紀前半」の百済は伴跛国に奪われた己汶の地を自力で取り戻すことができないほど弱体である。どうして「対大加耶攻略のために倭系百済官人」を派遣することができるであろうか。

朝鮮半島の前方後円墳の被葬者は「百済王権の倭系百済官人」ではない。倭王権の臣下であろう。

それではどうして倭王権の臣下が「6世紀前半」に朝鮮半島の「空き地」に「突如として」前方後円墳を築くのであろうか。しかも「百済の威信財が副葬」されているという。百済王家から下賜された品もある。何故であろうか。

4　物部麁鹿火による北部九州の支配

(1) 物部麁鹿火王権

531年に物部麁鹿火は筑紫君（倭国）を伐ち王権を樹立する。これを「物部麁鹿火王権」と呼ぶことにする。

物部氏の本拠地は筑前の鞍手郡である。物部麁鹿火は物部一族から独立する。本拠地を新たに福岡県嘉穂郡桂川町に構える。そこから博多湾に出るルートを開発する。三郡山地を越えて、多々良川を下り、博多湾に出るルートである。そのためには多々良川が流れている糟屋屯倉を手に入れる必要がある。物部麁鹿火は「磐井の乱」で生き残った筑紫君（倭王葛）の子に糟屋屯倉を献上するように要求する（本誌52号）。

（継体）二十二年十二月、筑紫君葛の子、父のつみに座して誅されるのを恐れて糟屋屯倉を献じ、死罪を贖（あがな）われんことを求む。　『日本書紀』

物部麁鹿火は嘉穂郡桂川町に本拠地を構えて天子となり、年号を建てる。「殷到（５３１―５３５年）」である。物部麁鹿火王権は三代続く。

○物部麁鹿火王権の年号
・殷到　５３１―５３５年　初代　物部麁鹿火
・僧聴　５３６―５４０年　二代目
・明要　５４１―５５２年　三代目

物部麁鹿火は５３６年７月に死去する。

（宣化）元年（５３６年）七月、物部麁鹿火大連薨る。是年、太歳丙辰。　『日本書紀』

物部麁鹿火の「殷到（５３１―５３５年）」年号は５３５年に終わっている。それは次の「僧聴（５３６―５４０年）」年号が「５３６年」から始まるからである。物部麁鹿火は５３６年７月に死去しているから「殷到」年号は「５３６年７月」まで続いている。

物部麁鹿火の墓は福岡県嘉穂郡桂川町寿命にある桂川王塚古墳である。「石室側面には多数の配列された靫、盾、大刀など」の武器・武具が描かれている。日本列島の中で最高の装飾古墳である。「磐井の乱」で倭国を伐ち、北部九州を支配した王の墓に相応しい（52号、古代史の復元⑥『物部氏と蘇我氏と上宮王家』）。まさに「王塚」である。

(2) 屯倉の設置

倭国（筑紫君）は日本列島のほぼ全域を支配していた。物部麁鹿火は倭国を伐つと倭国が領有していた全国の土地に屯倉を設置する。

（安閑）二年（５３５年）五月、筑紫の穂波屯倉・鎌屯倉、豊国の膝碕屯倉・桑原屯倉・肝等屯倉・大抜屯倉・我鹿屯倉、火国の春日部屯倉、播磨国の越部屯倉・牛鹿屯倉、備後国の後城屯倉・多禰屯倉・来履屯倉・葉稚屯倉・河音屯倉、婀娜国の膽殖屯倉・膽年部屯倉、阿波国の春日部屯倉、紀国の経湍屯倉・河辺屯倉、丹波国の蘇斯岐屯倉、近江国の葦浦屯倉、尾張国の間敷屯倉・入鹿屯倉、上毛野国の緑野屯倉、駿河国の稚贄屯倉を設く。　『日本書紀』

倭国（筑紫君）が領有していた土地は物部麁鹿火の領土になったことを示すために屯倉を設置しているのであろう。「宣化紀」に次の記事がある。

（宣化）元年（５３６年）五月、詔して曰く、「官家（みやけ）を那津の口に修造せよ。又其の筑紫・肥・豊の三国の屯倉は散在して隔離している。運輸に遥かに阻なり。必要なときににわかに備えることは難し。亦、諸郡に課して分けて移し、那津の口に聚めて非常に備えて、永く民の命とすべし」という。

七月、物部麁鹿火大連薨る。　『日本書紀』

「筑紫・肥・豊の三国の屯倉は散在して隔離しているから那津の口（博多）に集めて非常時に備えよ」とある。「筑紫・肥・豊」は物部麁鹿火が「磐井の乱」で手に入れた物部麁鹿火の領土である。『日本書紀』は「安閑紀」や「宣化紀」として大和王権に捏造しているが、「天皇」は物部麁鹿火である。

(3) 物部麁鹿火の三妃と屯倉の献上

５３１年の「磐井の乱」で倭国（筑紫君）を伐った物部麁鹿火は倭国の臣下であった豪族等から土地を献上させる。（詳細は「古代史の復元⑥『物部氏と蘇我氏と上宮王家』」参照）

（安閑）元年（５３４年）三月、有司（つかさ）、天皇のために億計（おけ）天皇の女春日山田皇女を納采（おさめ）て皇后と為す。別に三妃を立てる。許勢男人大臣の女紗手媛、紗手媛の弟香香有媛、物部木蓮子大連の女宅媛を立てる。　『日本書紀』

『日本書紀』は「安閑紀」として「億計（おけ）天皇の女春日山田皇女を納采（おさめ）て皇后と為す」と書いている。墓も「天皇を河内の旧市高屋丘陵に葬す」とある。『古事記』には安閑天皇の崩年干支があり、５３５年に没している。墓も「御陵は河内の古市の高屋村に在るなり」と書いている。安閑天皇は実在の人物であり、河内に住んでいたのであろう。

しかし次の「別に三妃を立てる。許勢男人大臣の女紗手媛、紗手媛の弟香香有媛、物部木蓮子大連の女宅媛を立てる」とあるのは九州のことである。天皇は物部麁鹿火である。

許勢男人大臣は肥前の巨勢（佐賀市巨勢町）の人であろう。岩波書店の『日本書紀』の頭注には「補任に『武内宿禰之子巨勢小柄（おがら）宿禰四世孫、父河上臣也』とある。」と書いている。巨勢小柄宿禰は貴国の将軍であり、佐賀市巨勢町を本拠地にしている。巨勢氏は肥前の人である（本誌49号、古代史の復元④『四世紀の北部九州と近畿』）。

物部木蓮子は物部氏の「十二世」である。物部氏の本拠地は筑前の鞍手郡である。５３１年の「磐井の乱」で物部麁鹿火は物部氏の本家の「十二世物部木蓮子」より上位になった。物部麁鹿火は物部木蓮子から娘を献上させている。

このように「三妃」の父（許勢男人大臣と物部木蓮子）

は北部九州の人である。北部九州を支配しているのは物部麁鹿火である。『日本書紀』は「安閑紀」として、あたかも大和王権であるかのように捏造している。

三妃に屯倉を賜うとある。

（安閑）元年（５３４年）十月、大伴大連金村、奏して称（もう）す、「小墾田屯倉と国毎の田部とを以て紗手媛に給呪（たま）わむ。桜井屯倉（一本に云う、茅渟山屯倉を加えて呪（たま）うという。）と国毎の田部とを以て香香有媛に給わむ。難波屯倉と郡毎の鏤丁とを以て宅媛に給わむ」という。　『日本書紀』

三妃に屯倉を賜るように奏言しているのは大伴金村である。「安閑紀」であるから大伴金村は安閑天皇に奏言していると解釈している。しかし大伴金村は物部麁鹿火と共に「磐井の乱」で筑紫君を伐った人物である。『古事記』は次のように書いている。

此の御世に、竺紫君石井、天皇の命に従わずして多く禮无（な）し。故、物部荒甲之大連、大伴之金村連の二人を遣わして石井を殺すなり。　『古事記』

「物部荒甲之大連」は物部麁鹿火であり、「石井」は「筑紫君磐井」である。物部麁鹿火と大伴金村を派遣して「筑紫君磐井」を殺すとある。

大伴金村は筑前の人である。本拠地は福岡市の住吉であろう。

（欽明）元年（５４０年）九月、難波祝津宮に幸す。大伴大連金村・許勢臣稲持・物部大連尾輿等、従う。天皇、諸臣に問いて曰く、「幾許（いくばく）の軍卒をもて新羅を伐つことを得るや」という。物部大連尾輿等奏して曰く、「少し許りの軍卒では易く征するべからず。むかし男大迹（継体）天皇の六年に、百済、使いを遣わし任那の上哆唎・下哆唎・娑陀・牟婁の四縣を表して請う。大伴大連金村は輒（たやす）く表して請うに依り求める所を許し賜う。是により新羅の怨みは積年なり。軽く伐つべからず」という。ここにおいて大伴大連金村は住吉の宅に居て疾と称して朝（つかえまつ）らず。　『日本書紀』

『日本書紀』は「欽明紀」としている。しかし「許勢臣稲持」は佐賀市巨勢町の人である。「物部大連尾輿」は物部氏の「十三世」になる人物である。「５５２年」に物部麁鹿火王権から王権を奪い、『隋書』の伊国（阿毎王権）を樹立する人物である。物部大連尾輿は物部氏の本家の「十三世」であるから本拠地は筑前の鞍手郡である。この話は北部九州の話である。「難波祝津宮」は大阪ではなく、

福岡市東区の多々良川の河口である（古代史の復元⑤『倭の五王と磐井の乱』）。

大伴大連金村は物部大連尾輿とともに天皇に随行している。したがって大伴大連金村も北部九州の人である。天皇は「５４０年」であるから物部麁鹿火王権の二代目である。

「男大迹（継体）天皇の六年に、百済、使いを遣わし任那の上哆唎・下哆唎・娑陀・牟婁の四縣を表して請う」とあり、「大伴大連金村は輙（たやす）く表して請うに依り求める所を許し賜う」とある。「（継体）六年（５１２年）十二月」のことである。

（継体）六年（５１２年）十二月、百済、使いを遣わし調を貢ぐ。別に表をたてまつり任那国の上哆唎・下哆唎・娑陀・牟婁の四縣を請う。哆唎国守穂積臣押山奏して曰く、「此の四縣は近く百済に連なり、遠く日本を隔たる。（中略）」という。（中略）賜物併せて制旨を付けて表に依りて任那の四縣を賜う。

『日本書紀』

「哆唎国守穂積臣押山」は倭国が哆唎国守に任命した人物である。倭国（筑紫君）が百済に「任那四縣」を与えている。大伴金村は倭国（筑紫君）の臣下であったことがわかる。大伴金村はその後、倭国（筑紫君）に反逆して物部麁鹿火とともに「磐井の乱」で主君の筑紫君（倭王葛）を伐っている。

「ここにおいて大伴大連金村は住吉の宅に居て疾と称して朝（つかえまつ）らず」とある。「住吉」は博多の住吉である。

大伴金村の奏上により、「小墾田屯倉と国毎の田部とを以て紗手媛に給呪（たま）わむ。桜井屯倉（一本に云う、茅渟山屯倉を加えて呪（たま）うという。）と国毎の田部とを以て香香有媛に給わむ。」とある。「紗手媛」と「香香有媛」は肥前の許勢男人大臣の女である。「小墾田屯倉」は肥前の養父郡であり、「桜井屯倉」は肥前の三根郡である。（詳細は「古代史の復元⑥『物部氏と蘇我氏と上宮王家』」参照）

物部麁鹿火の三妃に屯倉を賜うとあるが、三妃に付けて許勢男人大臣と物部木蓮子大連が物部麁鹿火に屯倉を献上しているのであろう。物部木蓮子大連は難波屯倉（多々良川の河口）を献上している。「難波屯倉（多々良川の河口）」は十二世物部木蓮子大連の本拠地鞍手郡に近い。物部木蓮子大連が所有していた土地であろう。

物部麁鹿火は「磐井の乱」後、肥前の養父郡・三根郡、および筑前の難波屯倉（多々良川の河口）を手に入れている。

(4) 御野・桑原の獲得

『日本書紀』は続いて次のように書いている。

（安閑）元年（５３４年）閏十二月、三嶋に行幸す。大伴大連金村従う。天皇、大伴大連を使わし縣主飯粒（いいぼ）に良田を問う。縣主飯粒、慶悦（よろこ）ぶこと限りなし。謹み敬いて誠を盡す。仍りて上御野・下御野・上桑原・下桑原併せて竹村の地、合わせて肆拾町を奉り献ず　『日本書紀』

「三嶋に行幸す。大伴大連金村従う」とある。

三嶋は大阪府三島郡であろうといわれている。「安閑紀」であるから安閑天皇は大伴金村を従えて大阪府三島郡へ行幸したとされている。しかし大伴金村は物部麁鹿火の臣下である。大和（河内）の豪族（安閑天皇）に従って大阪の三嶋へ行くはずがない。『日本書紀』は「安閑紀」に捏造している。天皇は物部麁鹿火である。この話も九州の出来事である。

大伴金村は物部麁鹿火の命令で縣主飯粒に良田を献上するように申し入れる。飯粒は悦んで「上御野・下御野・上桑原・下桑原」の地を献上したという。

「桑原」については岩波書店の『日本書紀』の頭注に「地名辞典に大阪府三島郡石河村桑原（今、茨木市桑原）の地とする。」とある。「三嶋に行幸す」とあるから「桑原」を大阪府三島郡の桑原に比定している。

しかし大伴金村は物部麁鹿火の使者として遣わされている。九州の話である。「桑原」は九州の桑原であろう。肥前に「桑原」がある。葛城襲津彦が新羅から俘人（とりこ）を連れて来て住まわせたところである。「この時の俘人（とりこ）等は今の桑原・佐糜・高宮・忍海、凡そ四邑の漢人等の始祖なり」とある。「桑原・佐糜・高宮・忍海」は肥前の三根郡葛木、およびその近くにある（51号、古代史の復元⑥『物部氏と蘇我氏と上宮王家』）。

また阿知使主が喚んで渡来した漢人の中に「桑原村主」がいる。「桑原村主」は肥前に住んでいる。

このように肥前に「桑原」がある。縣主飯粒が献上した「上桑原・下桑原」は肥前の三根郡の「桑原」であろう。

「御野」についても岩波書店の『日本書紀』の頭注には「和名抄に摂津国西成郡三野郷。今の大阪市西淀川区姫島町・御幣島町か。」とある。やはり大阪に比定している。

しかし「御野」も九州であろう。「御野」は肥前国三根郡の「三根」ではないだろうか。『魏志』倭人伝には「其餘旁国」として「彌奴国」がある。「彌奴（みぬ）＝みの＝みね」と変化したのであろう。「雄略紀」に嶺縣主が登場する。

（雄略）十年（４６６年）、身狭村主青等、呉の献じた二つの鵝（がちょう）をもって筑紫に到る。是の鵝は水間君の犬に噛まれて死ぬ。別本に云う、この鵝は筑紫の嶺縣主泥麻呂の犬に噛まれて死ぬという。　『日本書紀』

身狭村主青は肥前の人である。阿知使主に喚ばれて渡来した「牟佐村主」の子である。牟佐村主も身狭村主青も肥前に住んでいる。身狭村主青は筑紫君（倭王興）の命令で呉へ派遣され、呉から筑後に帰って来る。有明海に入り、筑後川に上陸している。「鵝を筑紫の嶺縣主泥麻呂の犬に噛まれた」とある。「嶺縣主」の「嶺（みね）」は「三根」であろう。

「彌奴（みぬ）」が「御野（みの）」になり、「嶺（三根）」になったのであろう。「御野」は肥前国三根郡であろう。今も佐賀県三養基郡に三根町がある。あるいは同じ三養基郡に上峰（かみみね）町がある。

飯粒が献上した土地はすべて肥前の土地である。物部麁鹿火の命令で大伴金村が肥前の三根郡の豪族である飯粒に土地を献上するように要求したのであろう。

物部麁鹿火は肥前の三根郡の土地「肆拾町」を手に入れている。

(5) 十市部と伊勢

『日本書紀』はさらに次のように書いている。

（安閑）元年（534年）（閏十二月）是月、廬城部（いおきべ）連枳莒喩（きこゆ）の女幡媛、物部大連尾輿の瓔珞（くびたま＝首飾り）を盗み取り、春日皇后に献じる。事が発覚するに至り、枳莒喩は女幡媛を以て采女丁に献じる。并せて安藝国の過戸の廬城部屯倉を献じて、女の罪を贖う。

物部尾輿は事の己に由ることを恐れて自ら安きを得ず。乃ち十市部、伊勢国の来狭狭・登伊の贄土師部、筑紫国の膽狭山部を献じる。

『日本書紀』

春日皇后が出てくる。億計（おけ）天皇の娘である。『日本書紀』は大和の出来事として書いている。

この話は不可思議である。瓔珞（首飾り）を盗まれた物部尾輿が恐れて土地を献上している。理屈に合わない。

この話の目的は「瓔珞（首飾り）を盗まれた」ということではなく、後半の物部尾輿が「十市部、伊勢国の来狭狭・登伊の贄土師部、筑紫国の膽狭山部」を献上したということではないだろうか。大和王権のことに捏造すると献上する理由が無いのでこの話を造ったのであろう。

春日皇后が出てくるから大和の出来事であると解釈して、岩波書店の『日本書紀』の頭注には「十市は大和国十市郡（今、磯城郡・桜井市）。十市部は十市首（とおちのおびと）の官する部民であるが、物部氏の配下にあったのであろう。」としている。「十市部」を大和国十市郡に比定している。

「伊勢国の来狭狭・登伊の贄土師部」については岩波書店の『日本書紀』の頭注に「通釈は伊勢国とあるのは摂津の誤りで、（中略）摂津の来狭狭は大阪府豊能郡能勢町」

としている。「伊勢国」とあるにもかかわらずそれを誤りとして「摂津」に比定している。「伊勢国」では比定できないからである。

物部尾輿は物部氏の「十三世」になる人物である。本拠地は筑前の鞍手郡である。物部尾輿は「筑紫国の膽狭山部」も献上している。物部尾輿が筑紫の人である証拠である。物部尾輿が献上している土地はすべて九州の土地であろう。「十市部」は『和名抄』に「筑前国鞍手郡十市（止布知）」がある。

筑前国鞍手郡　金生・二田・生見・十市（止布知）・新分・粥田　『和名抄』

物部尾輿は福岡県鞍手郡の土地を物部麁鹿火に献上している。物部尾輿は本拠地の一部を物部麁鹿火に献上している。

物部尾輿は「伊勢国の来狭狭・登伊の贄土師部」も献上している。これも九州の土地であろう。伊都国は伊勢国とも云われた（古代史の復元②『伊都国と渡来邪馬壹国』）。伊都国は福岡県前原市である。「伊勢国の来狭狭・登伊」は福岡県前原市であろう。物部尾輿は物部麁鹿火に筑前の鞍手郡十市や怡土郡（伊都国＝伊勢）、および筑紫国の膽狭山部の土地を献上している。

物部麁鹿火はこうして北部九州の土地を次々と手に入れている。

5　朝鮮半島の前方後円墳と筑紫君の将軍

(1)　朝鮮半島の前方後円墳と北部九州

朴天秀氏が「朝鮮半島の前方後円墳」について述べていることをまとめると次のようになる。

- 朝鮮半島（栄山江流域）の前方後円墳は「6世紀前半」という限られた時期に「空き地」に「突如として」出現する。また一世代の造営であるという。
- 前方後円墳の被葬者は周防灘沿岸・佐賀平野・遠賀川流域・室見川流域・菊池川下流域など九州北部から有明海沿岸にかけた地域出身の倭人である。
- その倭人は戦士集団である可能性がきわめて高い。
- 栄山江流域の前方後円墳には百済製品があり、銀被鉄釘と鐶座金具が使用された装飾木棺は「百済王室からの下賜品である」。

このように朝鮮半島（栄山江流域）の前方後円墳の築造は異常である。

①　何故、「6世紀前半」という限られた時期に「一斉」

に造られるのであろうか。しかも「空き地」に「突如として」造られるという。

② 何故、九州北部から有明海沿岸にかけた地域出身の倭人だけが、朝鮮半島（栄山江流域）に前方後円墳を築いているのであろうか。

③ 何故、朝鮮半島の前方後円墳に「百済王室からの下賜品」があるのだろうか。

これらの条件をすべて満たすような説明が求められる。それが「歴史の復元」である。

(2) 物部麁鹿火が手に入れた土地（まとめ）

物部麁鹿火は５３１年の「磐井の乱」で倭国を伐ち、北部九州を領有する。天子となり、倭国の豪族から土地を取り上げる。物部麁鹿火が取り上げた土地をまとめると次のようになる。

○物部麁鹿火が取り上げた土地

■ 筑紫君（倭王葛）の子が献上した土地
・糟屋屯倉…多々良川の確保（桂川町から博多湾へ出るルートの開発）

■ 屯倉の設置
・筑紫の穂波屯倉・鎌屯倉……本拠地の周辺地域
・豊国の縣碕屯倉・桑原屯倉・肝等屯倉・大抜屯倉・我鹿屯倉…本拠地から周防灘沿岸へ至る地域
・火国の春日部屯倉…肥後か？

■ 肥前の許勢男人大臣が献上した土地（二人の娘とともに献上）
・小墾田屯倉…肥前の養父郡
・桜井屯倉……肥前の三根郡

■ 物部木蓮子大連（物部氏十二世）が献上した土地（娘も献上）
・難波屯倉……多々良川の河口（難波祝津宮の造営）

■ 縣主飯粒が献上した土地
・上御野・下御野・上桑原・下桑原…肥前の三根郡（肆拾町）

■ 廬城部連枳莒喩が献上した土地
・安藝国の過戸の廬城部屯倉…広島県

■ 物部尾輿（物部氏十三世）が献上した土地
・十市部…鞍手郡
・伊勢国の来狭狭・登伊の贄土師部…怡土郡（伊都国＝伊勢）
・筑紫国の膽狭山部…不明（？）

朴天秀氏は、朝鮮半島の前方後円墳の被葬者は「周防灘沿岸・佐賀平野・遠賀川流域・室見川流域・菊池川下流域などの倭人であろう」と述べている。すべて筑紫君の領域である。これらは物部麁鹿火が手に入れた土地と一致する。

○朝鮮半島の前方後円墳の被葬者の出身地

■　周防灘沿岸…豊国の勝碕屯倉・桑原屯倉・肝等屯倉・大抜屯倉・我鹿屯倉

■　佐賀平野…肥前の養父郡・三根郡

■　遠賀川流域…鞍手郡十市部、筑紫の穂波屯倉・鎌屯倉

■　室見川流域…筑紫国の膽狭山部（？）

■　菊池川下流域…火国の春日部屯倉（？）

５３１年の「磐井の乱」で筑紫君（倭国）は物部麁鹿火に伐たれる。物部麁鹿火は倭国の領土を取り上げる。『日本書紀』は献上したと書いているが強制的に献上させたのであろう。

土地を取り上げられると生活はできなくなる。特に倭国の将軍は物部麁鹿火と戦っている。物部麁鹿火は厳しく責めるであろう。物部麁鹿火は倭国の将軍たちを追放したのではないだろうか。倭国の将軍たちは朝鮮半島へ逃げて、「空き地」の多い栄山江流域に住み着いたのではないだろうか。

朝鮮半島（栄山江流域）の前方後円墳の被葬者は戦士集団であるという。倭国の将軍であろう。

朝鮮半島（栄山江流域）の前方後円墳は「6世紀前半」に「突如として」出現するという。５３１年の「磐井の乱」で破れた倭国の将軍が追放されて栄山江流域へ一斉に逃げて来たのであろう。

百済王室は倭国の将軍が追放されたのを哀れみ、将軍が死去すると「銀被鉄釘と鏤座金具が使用された装飾木棺」等を下賜したのではないだろうか。百済王室は長年に渡り倭国から援助してもらっている。その恩に報いようとしたのではないだろうか。

このように考えるとすべてが合点する。

朝鮮半島（栄山江流域）の前方後円墳は５３１年の「磐井の乱」で破れた倭国（筑紫君）の将軍等の墓であろう。死去するとき故郷の墓と同じ前方後円墳を築いたのである。

おわりに

朴天秀氏の『加耶と倭』は朝鮮半島の古墳について書いているだけではない。日本列島の遺跡が朝鮮半島のどの王権の系統に属するのかを詳しく書いている。例を挙げると次のようになる。

五世紀中葉以降、大加耶様式土器の出土例が増加し、福岡県、愛媛県、滋賀県、大阪府、島根県、岐阜県、富山県、山形県など東北地域を含む日本列島全域に大加耶様式土器が搬入される。

『加耶と倭』

このように書いて、それぞれの地域の遺跡について具体的に説明している。そのほとんどは名前さえも聞いたことが無いような遺跡ばかりである。韓国の学者に「日本の遺跡」について教えてもらっているといえる。『加耶と倭』

は朝鮮半島と日本列島の関係を調べるのに無くてはならない書である。

参考文献

○朴天秀『加耶と倭』（講談社選書メチエ）
○佃　収（星雲社）
・古代史の復元②『伊都国と渡来邪馬壹国』
・古代史の復元③『神武・崇神と初期ヤマト王権』
・古代史の復元④『四世紀の北部九州と近畿』
・古代史の復元⑤『倭の五王と磐井の乱』
・古代史の復元⑥『物部氏と蘇我氏と上宮王家』
・古代史の復元⑦『天智王権と天武王権』